

平成 30 年度第 29 回今帰仁村「ふれあい少年の翼」旅行委託業務（案）

委託業務料 金 _____ 円
(ただし、消費税を含む)

第 1 条 今帰仁村役場 今帰仁村長 喜屋武治樹 以下「甲という」と、 _____
_____ (以下「乙という」との間) に平成 30 年度第 29 回今帰仁村「ふれあい少年の翼」事業の趣旨目的達成のため下記の条項に基づき、旅行委託業務を締結する。

(委託業務内容)

第 2 条 甲が乙に委託する業務内容は別紙 1 の通りとする。

(委託業務の期間)

第 3 条 委託業務期間は平成 29 年 11 月 ■ 日から平成 31 年 2 月 24 日までの間とする。(但し、旅行に伴う予約手配準備から委託業務終了までとする。)

(旅行参加人員)

第 4 条 甲が実施する第 29 回今帰仁村「ふれあい少年の翼」事業に参加する人員は 45 人（一般団員 36 人・役職員 9 人）とする。

(旅行取扱業務)

第 5 条 乙は、事業計画に基づき、旅行者として努めるべき業務を誠実に履行しなければならない。なお、乙の提供する添乗員は 1 人とする。

(委託業務料の支払い方法)

第 6 条 甲は乙に対し、事業完了後、乙の請求に基づき支払うものとする。

(契約上の業務履行)

第 7 条 乙は、甲及び甲の指定する係員の指示に基づき、甲との間に十分な相互理解を求めながら契約上の業務を履行するものとする。

2 乙は、契約の履行を第三者に委託してはならない。

3 乙は、契約を譲渡し又は担保に提供してはならない。

(契約の変更)

- 第8条 乙が天災地変その他やむを得ない事由により期間内に業務の履行ができない場合には、甲の承認により契約の変更をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約の変更をしようとする場合は、遅滞なく甲に申請しなければならない。
 - 3 甲は甲の都合により必要があるときには乙の同意を得て契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

- 第9条 乙は誠実にこの契約を履行しなければならない。乙は、この契約に定める事業等を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を支払うものとする。
- 但し、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においてはこの限りではない。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が契約を履行しないとき、又は契約期間に履行の見込みがないと認められたとき。
 - (2) 契約の履行にあたって甲または甲の指定する係員の指示に従わなかったとき、または、その職務を妨害したとき。
 - (3) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか契約に違反し、契約の目的に達することができないと認められたとき。
- 2 甲は、甲の都合により必要があると認めるときは、乙の同意を得て契約を解除することができる。

(免責事項)

- 第11条 乙は、旅行中、天災・火災・不慮の災害・ストライキ・流行病など不可抗力の事由により生じた損害・盗難・詐欺・暴行・疾病・傷害など乙の責任外の事故による損害、又は甲の参加者が法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったため生じた損害については、甲及び甲の参加者に対しその責任を負わないものとする。

(契約違反)

第12条 乙は、甲が提示した旅行事業計画書に基づいて業務を遂行する。
もし業務遂行の中で、甲が示した旅行事業計画に反した場合は、契約金額の10パーセント以内を違約金として甲は乙に課することができる。

(その他)

第13条 この契約書に定めるもののほかは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上の契約履行を確保するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 30 年 11 月 日

(甲) 住 所 今帰仁村字仲宗根 2 1 9 番地
名 称 今帰仁村役場

今帰仁村長 喜屋武 治樹

(乙) 住 所
名 称

案
旅行委託業務契約書

今 帰 仁 村